

日野川河川事務所 海岸協力団体募集要項

1. 募集目的

海岸環境の維持活動等に幅広く御協力を頂くため、皆生海岸において、海岸協力団体指定制度（海岸法）に基づく、海岸協力団体を募集します。

2. 海岸協力団体指定制度の概要

海岸協力団体指定制度とは、自発的に海岸の維持、海岸環境の保全、環境教育等を行うNPO等の民間団体を支援するものであり、これらの団体を海岸協力団体に指定し、海岸管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

そのため、海岸協力団体の指定は、要件を満たす団体を広く募集し、申請のあった団体の中から、その資質、能力等を審査の上、指定を行います。

海岸協力団体に指定されると、活動を行う上で必要となる海岸法上の許可等について、海岸管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

なお、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行うことは出来ません。

3. 対象となる活動及び区間

(1) 海岸協力団体としての活動の内容

募集する活動内容は、次のうち、いずれか1つ以上の活動とします。

- ① 海岸管理者（国土交通大臣が工事を施行する区域は、国土交通大臣。以下、同じ）に協力して行う海岸工事又は海岸の維持
 - ・海岸の清掃等
- ② 海岸の管理に関する情報又は資料の収集及び提供
 - ・不法行為の監視、海岸の利用状況把握等
- ③ 海岸の管理に関する調査研究
 - ・外来種又は希少種の調査等
- ④ 海岸の管理に関する知識の普及及び啓発
 - ・海岸の安全利用講習、環境学習等
- ⑤上記に掲げる活動に附帯する業務

(2) 対象区間

皆生海岸（別紙「皆生海岸活動対象区間位置図」参照）の海岸保全区域を対象としており、上記（1）の活動を実施していただく区間は、概ね次の区間内

とします。

申請にあたっては、活動を希望する区間を申請（複数区間の申請も可）して下さい。

<募集対象区間>

- **皆生工区**：
米子市皆生字灘端野浪新田 9 1 5 番地先から
米子市両三柳字三右衛門道西北 3 0 5 1 番 1 1 地先まで
- **両三柳工区**：
米子市両三柳字三右衛門道西北 3 0 5 1 番 1 1 地先から
米子市河崎字大水落沖 3 3 4 0 番地先まで
- **夜見・富益工区**：
米子市夜見町字砂浜 3 0 8 8 番 1 9 地先から
米子市富益町字新開拾参 2 2 6 番 1 0 地先まで
- **境港工区**：
境港市佐斐神町字砂濱一 1 番 1 8 地先から
境港市新屋町字寄会前 3 4 5 0 番地先まで

なお、現地の状況等により、海岸協力団体の活動にそぐわない区間もありますので、日野川河川事務所へお問い合わせ願います。

4. 申請資格

海岸協力団体の指定の申請を行うことができる者は、法人又は海岸法施行規則（昭和 3 1 年農林・運輸・建設省令第 1 号）第 7 条の 3 に規定する団体（以下「法人等」という。）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとします。

- ①代表者が定まっていること。
- ②事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該法人等の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有していること。
- ③適切な経理事務及び会計処理が行われていること。
- ④法人等の構成員（役員を含む。）が 5 名以上いること。
- ⑤申請時点において、法人等の設立後 5 年以上（特定非営利活動促進法（平成 1 0 年法律第 7 号）第 1 0 条第 1 項の規定に基づく認証を受けた法人にあつては、当該認証を受ける前の活動期間を含む。）が経過していること。
- ⑥宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- ⑦暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年

法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

⑧直近1年間の税を滞納していないこと。また、偽りその他不正の行為により、過去7年間に税に関する更正決定等が無いこと。

⑨公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っているとは認められないこと。

⑩海岸協力団体の指定を受けた場合に、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行わないことを誓約できること。

5. 申請書類

海岸協力団体の指定を受けるために申請を行う法人等は、別添申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添え、申請して下さい。

(1) 添付書類

①法人等の規約その他これに準ずるもの及び会員名簿その他の法人等の構成員の数が記載されているもの

②直近数年間(概ね5年間)の活動実績報告書 (様式一活動実績)

③指定後数年間(概ね5年間)の活動実施計画書 (様式一活動計画)

④法人等の監査報告書又は収支計算書

⑤法人等の納税証明書(課税対象団体である場合に限り)

⑥4. 申請資格⑤の要件を満たすことを証する書類

⑦4. 申請資格⑥から⑩の要件を満たすことを誓約できる書類
(様式一誓約書)

⑧その他、河川管理者が必要と認める書類(類似制度による団体指定の有無等を示す書類)

(2) 申請にあたっての留意事項

①提出された書類は返却いたしません。

②申請に要する一切の費用は、申請者の負担とします。

③各様式について、押印は不要とします。

6. 募集期間

令和 8年 8月 7日(金) から令和 8年10月 7日(水) まで

7. 提出先

以下の提出先に、持参、郵送又はメールにより提出すること。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時までとし、郵送又はメールの場合は、募集期間内必着とします。

〒689-3537

鳥取県米子市古豊千678

国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所 流域治水課 流域調整係

TEL 0859-27-2420

Eメール hngw-r_act-application@cgr.mlit.go.jp

8. 審査方法

提出された書類等に基づき、次に掲げる事項を確認・審査した上で決定します。

(1) 申請資格の確認

(2) 活動実績報告書の審査（継続性・公共性・活動姿勢）

ア）継続性：直近数年間（概ね5年間）にわたり、海岸管理に資する活動を継続的に行っていること。

イ）公共性：上記の活動が、海岸管理者等（当該活動が海岸協力団体を指定しようとする海岸の区域以外の区域で行われた場合にあっては、当該活動が行われた区域の海岸管理者等。）から後援された活動、海岸管理者等と共同で実施した活動、その他の海岸管理者等との協力関係が認められる活動であること。

ウ）活動姿勢：直近数年間（概ね5年間）において、海岸管理又は他の民間団体等の海岸管理に資する活動の支障となり、又はそのおそれがある行為を行っていないこと。

(3) 活動実施計画書の審査（実効性・貢献度・協調性）

ア）実効性：過去の活動実績を踏まえ、活動実施計画の実効性が認められること。

イ）貢献度：海岸管理に対する貢献が認められること。

ウ）協調性：活動に当たって、地域（海岸管理者等、住民、市町村、他の民間団体等）との協調性が認められること。

(4) ヒアリング

審査会が行う審査にあたっては、申請を行った法人等からのヒアリングを実施する場合があります。

9. 結果の通知

(1) 海岸協力団体の指定を受けることになる法人等に対しては、海岸協力団体指定証を発行します。

- また、法人等の名称、住所及び事務所の所在地を公示します。
- (2) 上記海岸協力団体指定証には、法人等の名称及び活動を行う海岸の区間を明記し、指定番号の登録を行います。
 - (3) 海岸協力団体の指定を受けることが出来ない法人等に対しては、その理由を付して書面にて通知を行います。

10. 指定後の留意事項

- (1) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書に基づき、海岸協力団体の業務を適正かつ確実に実施して頂きます。
- (2) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書の計画期間の終了前に、当該計画期間の終了後の次の計画期間の活動実施計画書を提出して下さい。
- (3) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、活動実施計画書を変更しようとする時は、速やかに変更の内容を明らかにする書類を提出して下さい。
- (4) 海岸協力団体の指定を受けた団体は、海岸管理者の求めに応じ、活動状況について報告して下さい。
- (5) 海岸協力団体の代表者が変更となった場合、又は海岸協力団体が解散をした場合には、速やかに報告して下さい。海岸管理者は、その旨を公示します。
- (6) 国土交通大臣が施行中（海岸法第6条1項の規定に基づく）の海岸保全施設に関する工事が完了した場合は、海岸協力団体にかかる事務を、本来の海岸管理者（県知事）が引き続き行うこととなります。

11. 指定の取り消し

海岸協力団体の指定を受けた団体が、以下に掲げる事項に該当する場合には、指定を取り消されます。

- (1) 海岸協力団体の業務に対して、海岸管理者が行う改善措置命令に違反した場合。
 - (2) 海岸協力団体が詐欺その他不正の手段により、指定を受けた場合。
 - (3) 海岸協力団体から指定の取り消しの申請があった場合。
- 海岸協力団体の指定を取り消した場合、海岸管理者は、その旨を公示します。

12. 問い合わせ先

国土交通省 中国地方整備局 日野川河川事務所 流域治水課 流域調整係
TEL 0859-27-2420
Eメール hngw-r_act-application@cgr.mlit.go.jp

皆生海岸活動対象区間位置図



海岸協力団体指定申請書

令和 年 月 日

(申請先)

中国地方整備局長 殿

(申請者)

住所

事務所の所在地

法人等の名称

代表者氏名

⑥

海岸協力団体の指定を受けたいので、海岸法第 23 条の3第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

添付書類

- 1 法人等の規約その他これに準ずるもの並びに会員名簿その他法人等の構成員の数に記載されているもの
- 2 直近数年間(概ね5年間)の活動実績報告書 (様式－活動実績)
- 3 指定後数年間(概ね5年間)の活動実施計画書 (様式－活動計画)
- 4 法人等の監査報告書又は収支計算書
- 5 法人等の納税証明書(課税対象団体である場合に限る。)
- 6 募集要項4. 申請資格⑤の要件を満たすことを証する書類
- 7 募集要項4. 申請資格⑥から⑩の要件を満たすことを誓約できる書類
(様式－誓約書)
- 8 その他、海岸管理者が必要と認める書類
(類似制度による団体指定の有無等を示す書類(指定機関、活動概要、補助の有無等の状況を示す書類))

直近数年間（概ね5年間）の活動実績報告書（案）

1. 提出日

・令和____年____月____日

2. 法人等名

・法人等名 : _____

・代表者名 : _____

3. 活動実績

(1) 継続性（活動内容及び活動期間）

・次のいずれかに○印を付して、() 内に i) から iii) の内容

i) 具体的な活動内容

ii) 協力関係があった海岸管理者等の名称

iii) 活動が行われた海岸の区域

を記載してください（複数ある場合は複数可、ただし、活動内容ごとにおける活動期間を審査する）。

・「 」内に、おおよその活動開始時期を記載してください。

・「 」内に、おおよその活動の区間を記載してください。

・また、活動期間中の毎年の活動が分かる資料（写し）を添付してください（例：海岸管理者等が発行するパンフレット、参加認定証、当該法人等が作成している活動実績報告書等）。

①植栽、海岸の清掃等、海岸管理者に協力して行う工事又は海岸保全施設の維持

(_____)

「平成・令和____年____月から提出日まで」

「場所： (国管理区間)」

②不法行為の監視、海岸の利用状況の把握等、海岸の管理に関する情報又は資料の収集及び提供

(_____)

「平成・令和____年____月から提出日まで」

「場所： (国管理区間)」

→次のページへ続く

③外来種又は希少種の調査等、海岸の管理に関する調査研究

(_____)

「平成・令和____年____月から提出日まで」

「場所： (国管理区間)」

④海岸の安全利用講習、環境学習等、海岸の管理に関する知識の普及及び啓発

(_____)

「平成・令和____年____月から提出日まで」

「場所： (国管理区間)」

⑤調査研究時に行う調査箇所の清掃活動等、前各号に附帯する活動

(_____)

「平成・令和____年____月から提出日まで」

「場所： (国管理区間)」

(2) 公共性 (活動実績)

- ・次のいずれかに○印を付して、() 内に i) から iii) の内容

i) 具体的な活動内容

ii) 協力関係があった海岸管理者等の名称

iii) 活動が行われた海岸の区域

を記載してください (複数ある場合は複数可)。

- ・また、その実績が分かる資料 (写し) を添付してください (例：海岸管理者等主催のクリーンアップ等海岸清掃、水生生物調査等の環境調査、防災訓練、委員会等に共催・後援・委員等協力者として参加していることが分かる資料 (協議書、申請書、委嘱状、表彰状等))。

- ・④を記載する場合は、①～③には該当しない海岸管理者等との協力関係について記載下さい。(例：申請者の実施している環境学習会等に講師として海岸管理者が毎年参加している。継続的に海岸管理者が整備した施設の管理に協力している。等)

①当該実績が、海岸管理者が行う活動との共催又は後援となっている等、公式の協力関係が複数回ある。

(_____)

→次のページへ続く

②当該実績に海岸管理者との共同の企画あるいは活動が複数回ある。

(_____)

③当該実績に関して、海岸管理者から協力に関する表彰実績がある。

(_____)

④上記①②③に準じた海岸管理者が認める活動実績がある。

(_____)

以 上

指定後数年間（概ね5年間）の活動実施計画書（案）

1. 提出日

・令和____年____月____日

2. 法人等名

・法人等名 : _____

・代表者名 : _____

3. 活動実施体制

(1) 実効性（実施体制、実施計画）

①活動時期、スケジュール

※海岸協力団体の活動時期やスケジュールを文章又は表形式により記載願います。

--

②活動内容・区域と配置人員

※海岸協力団体の具体的な活動内容・区域とおおよその配置人員を記載願います。

※活動内容のイメージが分かる図・写真等があれば貼付願います。

--

③活動実施にあたっての目標、注意事項

※海岸協力団体の活動の目標、注意事項について、過去の活動実績を例示するなどして文章により記載願います。

--

→次のページへ続く

(2) 貢献度（活動方針、協力姿勢）

①活動方針

※海岸協力団体として行う活動の活動方針を記載願います。

※海岸管理への貢献について記載願います。

②海岸管理への協力姿勢

※実施に当たり海岸管理への協力姿勢を文章により記載願います。

(3) 協調性（地域への配慮等、地域と連携）

①地域への配慮等

※住民、市町村、他の民間団体等への配慮について、現在の状況、今後の計画を記載願います。

②地域と連携

※住民、市町村、他の民間団体等との連携計画を文章により記載願います。

以 上

※A4版で1～4枚程度を目安として作成してください。

令和 年 月 日

(申請先)

中国地方整備局長 殿

(申請者)

法人等の名称

代表者氏名

㊞

海岸協力団体の申請資格に係る誓約書

海岸協力団体の申請資格について、下記事項に該当していることを誓約します。

- 1) 宗教活動又は政治活動を活動目的としていないこと。
- 2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- 3) 直近1年間の税を滞納していないこと。また、偽りその他不正の行為により過去7年間に税に関する更正決定等が無いこと。
- 4) 公序良俗に反するなど著しく不誠実な行為を行っていないこと。
- 5) 海岸協力団体の指定を受けた場合に、海岸協力団体としての活動以外では、海岸協力団体と称して活動を行わないこと。